

【重要】新型コロナウイルス感染症5類移行を受けて

5月8日（月）より新型コロナウイルス感染症が5類へと移行されました。感染症対策はこれまでのお知らせの通りですが、5類移行に伴う変更点は以下の通りです。

- ① 発熱等のかぜ症状があっても、陽性の診断がなければ欠席となります。
- ② 感染が判明した場合の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が奨励されます。
- ③ 同居家族が感染しても濃厚接触者の特定や行動制限は行われませんので、児童本人の感染が確認されていない場合のお休みは、欠席扱いとなります。
- ④ 感染が不安で休ませる場合も基本的には欠席扱いとなります。しかし、同居家族の高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があるときは、出席停止にすることが可能な場合もあります。